

# 青色十色

あおいろといろ

2018/No.174

二月号

青色十色 平成30年2月10日発行・編集／

公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL. 0465-24-2611 E-mail: info@airo-odawara.com



1 青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

事業・不動産所得者等の確定申告指導会場を青色会館3階に開設致します。

## 会場のご案内

●場所 青色会館3階(小田原市本町2-3-24)

●期間 平成30年2月1日(木)～3月15日(木)

※期間中の土曜日はお休み。

日曜・祝日は開場致します。

●受付時間 9時～15時まで、

ただし最終日は14時に受付終了。

※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。

※会館駐車場は手狭のため、申告期間中は常に混雑致します。高層の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。



昨年の会場の様子

平成30年2月1日(木)  
**確定申告指導会場オープン!**

平成30年2月1日(木)  
～3月15日(木)

土曜日はお休み/日曜・祝日は開場/受付は15時まで(最終日は14時まで)

お問い合わせ

TEL. 0465-24-2614 (事業課)

## 持参資料

○事業主の方は、決算書、従業員源泉徴収簿、源泉所得税の納付済収受書  
○各種控除証明書(国民健康保険・国民年金の支払をした旨を証する書類、生命保険、地震(損害)保険、小規模企業共済等)

○医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」  
○税金署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ  
○マイナンバーの添付書類  
○前年分決算書控・申告書控  
○印鑑(認印)

## 医療費控除は領収書が提出不要となりました

### 改正のポイント

平成28年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。**

※医療費の領収書は自定で5年間保存する必要があります。

医療費から求めらるる税金とは「源泉徴収控除」に「控除証明書」を添付して提出し、申告書に記入する必要がある。申告書に記入する必要がある。申告書に記入する必要がある。

ただし、申告書控で記載した医療費控除の金額(医療費のお知らせ)は、「領収書」に記載されていない。医療費控除には該当しません。ご注意ください。

## 税金署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ

医療費控除の領収書提出を廃止し、原則として、申告書の提出に代わり、確定申告のお知らせに「医療費控除の明細書」を添付して提出することになります。

このハガキは青色/白色申告の標準申告書に添付し、申告書の提出時に提出する必要があります。

また、確定申告の提出に際しては、必ず申告書に「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

医療費控除の明細書の記載例			
医療費控除の適用区分	医療費の範囲と金額	医療費の合計	控除された医療費の額
青色申告	口ロ病院	医療費の合計が2万円を超え、かつ、20万円以下の場合	9,400円
〃	JR、OOバス	医療費の合計が2万円を超え、かつ、20万円以下の場合	1,560円
〃	△△薬局	医療費の合計が2万円を超え、かつ、20万円以下の場合	700円
青色申告	xx診療所	医療費の合計が2万円を超え、かつ、20万円以下の場合	4,400円

## 社会保障・税金等制度の導入に伴い、申告手続きなどには

マイナンバー + 番号確認書類と 個人確認書類の添付 が必要です。



## 複式簿記の基本を学ぶコース 第46回 青色複式簿記講座

4月3日(火)開講 申し込み締切 3月30日

こんな方に…

- 簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- 仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- 複式簿記で記載した、青色申告特別控除65万円を受けたい

※開校決定の試験対策講座ではありません

### 開催要項

- 期 4月3日(火)～5月5日(火) 10:00～12:00 ※5月4日(日)は休講
- 場 青色会館4階(小田原市東区藤沢1-10-10)
- 場 東京地方を管轄する小田原支部 内務課兼務員
- 受講料 会費8,000円/会費以外の方8,000円(テキスト代)
- 持ち物 筆記用具/電卓/受験料(初回当日)
- 定員 30名(定員になり次第締切させていただきます)

主催：公益社団法人小田原青色申告会  
TEL 0465-24-2614 FAX 0465-24-3888  
E-mail: souden@airo-odawara.com

